

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 告別式と初七日を同時に行なった費用

Q：相続税の計算では、葬式費用は債務控除ができるそうですが、初七日にかかった費用も控除できるのでしょうか。私どもの地域では告別式と初七日を同時に行ないます。

A：相続税は、被相続人のプラスの財産からマイナスの財産を差し引いたものに対して課税されます。

マイナスの財産には、被相続人が有していた借入金のほか葬式費用も含まれ、「債務控除」として控除できます。

しかし、初七日、49日、1周忌、3回忌などといった「法会に関する費用」は葬式費用の中には含まれず、債務控除することはできません。

葬式が多数の会葬者、弔問者を対象に取り行なわれる儀式であるのに対し、法会は、親族間や身内だけで取り行なわれるのが一般的なので、法会の費用を葬式費用の範囲から除かれているのはこのためかと思われます。

しかし、地域の慣行等によっては告別式も初七日も区別できないようなことも考えられます。この点では親族間や身内だけで取り行なわれる法会とは異なるものと思います。

そこで、地域の慣習等により告別式と初七日を同時に行なったときの費用は、その全部を葬式費用に含めても差し支えないものと考えられます。

なお、香典については、被相続人の財産に計上する必要はないかわりに、香典返戻費用も葬式費用には当たらず債務控除できません。

